

資料 4

平成24年度京都府における放射性物質検査体制について（案）

府民が飲食する食品をモニタリング検査

<p style="text-align: center;">流通食品</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査目的 食品の安全性確保により府民の健康を保護（基準値を上回る食品が食用に供することがないように処置） ○ 検査対象 府内に流通している食品を検査 	<p style="text-align: center;">府内で生産する農産物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査目的 府内産農産物等の風評被害防止 ○ 検査対象 府内産物を出荷時期・地域ごとに産地検査
<p>サンプリング場所 市場・スーパー等</p>	<p>サンプリング場所 産地（ほ場・水揚げ漁港等）</p>

- 検査品目
 - ・飲料水・乳児用食品・牛乳・一般食品
 - ★日常的に摂取する食品を中心
 - （国の新たな規格基準に対応）
- 検査計画
 - ・京都府食品衛生監視指導計画に基づき計画的に収去
 - ★検査品目・検体数を増加

	24	23 実績
検体数	300	91 (~3/9)
- 検査機関
 - 府保健環境研究所
 - 府中丹西保健所
- 根拠法令等
 - ・食品衛生法第11条第2項「規格に合わない食品の製造、販売の禁止」

- 検査品目
 - ・米、野菜、茶、原乳、水産物等府内主要農産物等
 - ・市町村と連携して検査品目・検体を選定
 - （国の新たな規格基準に対応）
- 検査計画
 - ・出荷時期・産地毎に定期的に検査
 - ★検査品目は前年同様

	24	23 実績
検体数	400	327 (~3/9)

※牛肉は除く。
- 検査機関
 - 府農林水産技術センター（スクリーニング検査）
 - ↓ 規制値の1/2以上の場合
 - 府保健環境研究所（精密検査）
- 根拠法令等
 - 京都府食の安心・安全推進条例第19条「緊急時の安全性調査」
 - *ほ場の農産物等は食品衛生法の対象外

公表方法 ~風評被害につながらないように丁寧な説明を付加し速やかに公表

- ・結果は速やかに府HPで公表（同時に国公表）
- ・基準値を超えた場合はプレス発表